

## 検討すべき事項

### 1. 対応指針の適用対象

#### (1) 対象となる事業者

- 一つの対応指針により、文部科学省所管事業分野における全ての事業者（以下「所管分野事業者」という。）を網羅的に対象とする形式で良いか。

**<第1回会議の意見・検討内容>**

- 一つの対応指針において全ての事業分野を対象とすることとする。

#### (2) 対象となる事業者の行為の範囲

- 以下の整理で良いか。他に留意すべき事項はあるか。
  - ① 所管分野事業者がその事業を行うに当たり実施する、障害を理由とする差別を解消するための全ての措置であり、提供するサービス、施設・設備の整備等を含む
  - ② 事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律の定めるところによることから、対応指針の対象外とする

**<第2回会議の意見・検討内容>**

- 障害のある労働者（教職員）への合理的配慮の提供も重要である。

→素案において、以下を記載。

事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、法第13条により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされていることから、この対応指針の対象外となる。なお、同法において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、同法第36条第1項及び第36条の5第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意する。

#### (3) その他

- 所管分野事業者が従わなくとも法律違反ではないが、障害者基本法の基本的な理念や法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれるような内容にも

言及すべきか（言及する場合は、例えば、「取り組むことが望ましい」のような記載ぶりとすることが考えられる）。

#### <第1回会議の意見・検討内容>

- 国立大学法人の対応要領の検討においては、差別や合理的配慮の不提供が顕著な教職員の懲戒も盛り込むべきとの議論も出ている。対応指針においても、そのような内容に踏み込んではどうか。
- 国立大学法人と事業者の違い（合理的配慮の不提供の禁止が法的義務か、努力義務か）や、対応要領と対応指針の違い（組織内の職員を対象とするか、事業者自体を対象とするか）も踏まえ、例えば、基本方針を参考に、以下のような記述を盛り込んではどうか。
  - ・事業者における障害者差別解消に向けた取組は、対応指針を参考にして、各事業者により自主的に取組が行われることが期待される。しかしながら、事業者による自主的な取組のみによっては、その適切な履行が確保されず、例えば、事業者が法に反した取扱いを繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、法において、主務大臣は、特に必要があると認められるときは、事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができることとされている。
  - ・こうした行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者に対して、対応指針に係る十分な情報提供を行うとともに、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う必要があることから、文部科学省においては、4. のとおり、相談窓口を設置することとする。

## 2. 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方と事例

### (1) 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方について、文部科学省の事業分野に共通する考え方とは何か。

- 基本方針に即した考え方で良いか。

### (2) 特に合理的配慮の考え方について、例えば、各分野によって特に補足すべき点はあるか。

- 例えば、初等中等教育分野においては、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月中央教育審議会初等中等教育分科会）も参照するよう言及してはどうか。

### (3) それぞれの具体的な事例や好事例として記載すべきものは何か。

- あくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないとの注を付した上で、例えば次のような例を記載してはどうか。
- そのほか、ヒアリング等を踏まえて記載すべき事例はあるか。

#### ① 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例（案）

※いずれも正当な理由が存在しないことを前提とする

- ・障害者であることのみを理由として、学校への入学の出願を受理しないこと
- ・障害者であることのみを理由として、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等の利用をさせないこと

#### ② 不当な差別的取扱いに当たらない具体例（案）

- ・入学試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験を行うこと
- ・障害のある児童生徒のために特別の教育課程を編成すること
- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者である児童生徒や学生、利用者に障害の状況等を確認すること

#### ③ 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例（案）

※いずれも過重な負担が存在しないことを前提とする

- ・所管分野事業者が管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡すこと
- ・学校、社会教育施設、スポーツ施設、文化施設等において、多様な手段によるコミュニケーションや、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと

#### ＜第1回会議の意見・検討内容＞

以下のような合理的配慮の事例が紹介された。

- 聴覚過敏の児童生徒のために教室の机・椅子の脚に使用済みのテニスボールを付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、特性に応じて教室環境を変更すること
- 見え難さや読み難さのある児童生徒のために、タブレット等のICT機器を活用すること
- 発表が苦手な学生に対し、代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので採点を行うこと

- 理工系の実験、地質調査のフィールドワークなどでグループワークができるない学生や、実験の手順や試薬を混同し、作業が危険な学生に対し、個別の実験時間や実習課題の設定、個別のTAをつけること

#### <第2回会議の意見・検討内容>

- 普段の学校生活で子供の困り感に気付かない場合があるため、具体的に示すべき。

→ 素案の具体例は、どのような子供に対する合理的配慮であるかを明記。

- アクティブラーニング・能動的な学習活動と合理的配慮との関連性など、例として示すことができないか。

→ 素案において、該当する具体例を記載。

- ハード面での合理的配慮に目が行きがちであることを懸念

→ 素案において、「物理的環境への配慮の具体例」のほか、「意思疎通の配慮の具体例」及び「ルール・慣行の柔軟な変更の具体例」という項目を設ける。

【参考：基本方針（抄）】

#### 3 合理的配慮 (1) 合理的配慮の基本的な考え方

現時点における一例としては、

- ・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取りて渡すなどの物理的環境への配慮
- ・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
- ・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更などが挙げられる。

- 視覚障害学生の事務手続における困難を解消するための支援や授業の受講支援が必要。具体例としては、履修申請の代筆や実習・実技におけるTA等の配置などが該当する。

→ 素案において、合理的配慮の具体例として記載。

### **3. 事業者における相談体制の整備及び研修・啓発**

事業者の相談体制や研修・啓発に関し、対応指針に記載すべき内容は何か。

- 基本方針も踏まえ、例えば、次の項目を盛り込んではどうか。

#### ① 相談体制

- ・障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の顧客相談窓口等の活用や専用窓口の開設により、相談窓口を明確化する

- ・HP等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知する
- ・電話、FAX、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付与など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用意して対応することが望ましい

**<第1回会議の意見・検討内容>**

- 教育分野において、どう紛争解決・合意形成をしていくかの仕組みが存在することが重要。大学では、ハラスメント対応等を含めある程度取組が進んでいるが、初等中等教育においてどう解決するか議論が必要ではないか。

→ 第2回会議においても、各委員から御意見をいただく。

**【参考となる既存の組織等】**

**① 初等中等教育段階の各学校に設置されている、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）**

※ 文部科学省の通知において、各学校は、校長のリーダーシップの下、特別な支援を必要とする児童生徒の存在や状態を把握し、支援方策の検討を行うため、校内に特別支援教育に関する委員会を設置し、全校的な支援体制を確立することが必要とされている。（「特別支援教育の推進について」平成19年4月1日付 初等中等教育局長通知）

**② 市町村及び都道府県の教育委員会が設置する「教育支援委員会」**

※ 文部科学省の通知において、従来、多くの市町村の教育委員会に設置されてきた「就学指導委員会」については、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であるとされている。（「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」平成25年10月4日付 初等中等教育局長通知）

※ なお、中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）には、就学先決定について意見が一致しない場合に関し、以下の言及もある。

○ 共生社会の形成に向けた取組としては、教育委員会が、早期からの教育相談・支援による相談機能を高め、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、十分に話し合い、意見が一致するように努めることが望ましい。しかしながら、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見が一致する可能性もあり、市町村教育委員会が調整するためのプロセスを明確化しておくことが望ましい。例えば、本人・保護者の要望を受けた市町村教育委員会からの依頼に基づき、都道府県教育

委員会による市町村教育委員会に対する指導・助言の一環として、都道府県教育委員会の「教育支援委員会」（仮称）に第三者的な有識者を加えて活用することも考えられる。なお、市町村教育委員会は、あらかじめ本人・保護者に対し、行政不服審査制度も含めた就学に関する情報提供を行っておくことが望ましい。

### ③ 法第 17 条に規定された「障害者差別解消支援地域協議会」

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域内において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

### ＜第2回会議の意見・検討内容＞

- 相談・紛争解決については、既存の仕組みを活用する方針で、初等中等教育段階と高等教育段階に分けて記載してはどうか。

→ 素案において、学校教育段階に関する留意事項を「別紙2」として記載。

- 視覚障害学生個人からの相談や支援依頼に応じる学内体制の整備、学外の視覚障害者からの入試や入学に関する相談に応じる体制の整備が必要。

→ 素案において、以下を記載。

### 第3 事業者における相談体制の整備

所管分野事業者においては、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要である。また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時の配慮として、対話のほか、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付与など、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段を用意して対

応することが望ましい。

さらに、文部科学省所管分野のうち学校教育分野については、障害者との関係性が長期にわたるなど固有の特徴を有することから、特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。

② 研修・啓発

- ・法の規定に適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進に向けて努力する

<第1回会議の意見・検討内容>

- 学校側が直接差別的取扱いをする場合だけではなく、生徒から不当な差別をされている状態を放置することについても書き込めないか。
- 学校では、いじめなどへの対応として、教員、管理職、保護者、子供を含めた啓発・共生社会のための意識改革を行うことが必要。
- 保護者の理解・啓発が重要。例えば、通級による指導について、子供にとって良いことであると親に理解してもらうのが難しい。
- 適切な支援を行うためには、障害を正しく理解することや、医療との連携が必要。

→ 例えば次のような文言を記載するのはどうか。

- ・特に教育分野においては、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が児童生徒等に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、研修・啓発を行うことが望ましい。
- ・研修等においては、医療、保健、福祉等の関係機関と連携して実施することも考えられる。

<第2回会議の意見・検討内容>

- 合理的配慮についての研修や啓発を教職員に対して継続的に実施することが必要。

→ 素案において、以下を記載。

所管分野事業者は、障害者に対して適切に対応し、また、障害者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障害に関する理解の促進を図ることが重要である。

#### **4. 文部科学省における相談窓口**

**文部科学省の相談窓口に關し、対応指針に記載すべき内容は何か。**

- 所管分野事業者が相談する際の窓口として、各分野ごとに窓口となる電話番号、FAX番号、メールアドレスを明記してはどうか。